

反社会勢力でないことの確約書

私（当社）（本口座の名義人(口座名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。)は、貴社から交付された「顧客取引契約書」3.10の規定（以下）の内容を了知し、当該規定を遵守することを確約します。

「顧客取引契約書」3.10

顧客は自らが反社会的勢力（適用法規制等で定義されている社会秩序、市民の安全等を害する行為を行う個人並びに法人・団体・結社・集団（この号以下「集団」）及びこれらと社会的に非難される関係を有すると認められている個人及び集団）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして当社の名誉、信用を棄損し業務の妨害や当社に対する不当要求を行わないこと、顧客が法人においては、出資者、役職員の他顧客の業務を推進する個人または法人が反社会的勢力の構成員または関係者でないことを表明し保証する。